

Ⅲ 専門家派遣事業及び相談窓口等

1 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき（専門家派遣・相談窓口）

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫して支援します。

- (1) 支援内容
- ① 省エネによるコスト削減情報提供等事業
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報を提供する説明会等を開催します。
 - ② 省エネ診断&アフターフォロー事業
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。
省エネ対策提案後は、技術的課題等の解決を支援するため、再度専門家を派遣しアフターフォローを行います。
 - ③ 省エネ設備導入サポート事業
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口を整備し国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士、中小企業診断士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 なし
- (5) 募集時期 平成31年4月頃から受付開始予定

【担当窓口】 青森県環境生活部 環境政策課 低炭素社会推進グループ
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065

2 青森県特別保証融資制度を利用したいとき

取扱金融機関又は県信用保証協会への申込みが必要です。

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 商工金融グループ
TEL 017-734-9368 FAX 017-734-8106

3 創業・起業支援に関する相談（創業支援拠点）

（1）創業支援拠点

創業・起業を希望される方等に対して、創業支援に関する情報提供や専門家（インキュベーションマネージャー）による創業相談等を行います。

◎ あおもり地域ビジネス交流センター

所在地：青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館1階 AOMORI STARTUP CENTER 内
【問い合わせ先】あおもり地域ビジネス交流センター TEL 017-763-0037

◎ ひろさきビジネス支援センター

所在地：弘前市土手町3-1 土手町コミュニティパーク内コミュニケーションプラザ2階
【問い合わせ先】ひろさきビジネス支援センター TEL 0172-32-0770

◎ はちのへ創業・事業承継サポートセンター

所在地：八戸市堀端町2-3 八戸商工会議所1階
【問い合わせ先】はちのへ創業・事業承継サポートセンター TEL 0178-51-9593

◎ 黒石市創業相談ルーム

所在地：黒石市大字市ノ町5-2 黒石市産業会館2階
【問い合わせ先】黒石市商工課 TEL 0172-52-2111（内線641）
（公財）2-1 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎ ごしよがわら圏域創業相談ルーム

所在地：五所川原市字一ツ谷503-5 五所川原市民学習情報センター2階 第2教室
【問い合わせ先】五所川原市商工労政課 TEL 0173-35-2111（内線2552）
（公財）2-1 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎ 十和田市創業相談ルーム

所在地：十和田市西二番町4-1-1 十和田商工会館5階
【問い合わせ先】十和田市商工観光課 TEL 0176-51-6773
（公財）2-1 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎ 三沢市創業相談ルーム

所在地：三沢市幸町2-1-1 三沢市商工会館3階
【問い合わせ先】三沢市産業観光課 TEL 0176-53-5111（内線281）
（公財）2-1 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎ むつ市創業相談ルーム

所在地：むつ市田名部町10-1 むつ来さまい館1階
【問い合わせ先】むつ市産業雇用政策課 TEL 0175-22-1111（内線2653）
（公財）2-1 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

（2）「UIJターン創業に係る相談会」

首都圏から本県にUIJターンして創業・起業を目指す方に対し、創業・起業支援の専門家（IM）が東京に出向き、助言します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

4 農商工連携による取組に対する専門家派遣事業

県内の農林漁業者と中小企業者等の連携による新商品開発や販路開拓等の取組（以下「農商工連携による取組」という。）において、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣します。

- (1) 対象者 農商工連携による取組を行う次のいずれかに該当する事業者
 - ① 県内に事業所を有する企業等（会社、個人）
 - ② 県内の農林漁業者
 - ③ 県内の企業者や農林漁業者を支援する団体等
- (2) 派遣回数 1事業者あたり1～3回
- (3) 派遣専門家 応募者の希望等を勘案し、必要な専門家を選定します。
- (4) 費用 原則無料

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 地域資源活用推進グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

5 新事業等創出に関する相談をしたいとき

県内企業等による新しい製品・技術・ノウハウを研究・開発し収益化をめざす活動（新事業等創出）に関する悩みごとについて、県内の商工団体・大学・産業支援機関・金融機関など産学官金で組織する「イノベーション・ネットワークあおもり」が解決に向けた支援を行います。

- (1) 対象者 新事業等創出に取り組んでいる青森県内企業等
- (2) 相談内容 技術課題解決、競争的資金の活用、販路開拓・知名度向上など新事業等創出に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 イノベーション・ネットワークあおもり
（事務局：県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ）
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

6 知的財産に関する相談等をしたとき（青森県知的財産支援センター）

青森県知的財産支援センターでは「知財総合相談窓口」を開設しており、県内中小企業者等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題について、支援機関との連携によりワンストップで解決支援を行います。

《青森県知的財産支援センター》

所在地 青森県庁北棟1階

開設時間 平日 8:30～17:15

① 知的財産全般の助言指導（無料）

センター内に、知的財産に関する専門的知見等を有する窓口支援担当者等が常駐し、知的財産に関する制度の説明、知的財産の保護や活用支援、特許等情報の検索支援、パテントマップ作成支援、オンライン出願に係るアドバイス等のほか、知財経営の導入や大手企業等が保有する開放特許等の導入など、幅広く支援を行います。

② 知財専門家（弁理士、弁護士等）による無料相談会の定期開催

専門性の高い相談内容に対しては、知財専門家と窓口支援担当者等が連携しながら課題解決に向けた助言指導を行います。

【要予約】申込み先：（一社）青森県発明協会

【無料相談会実施場所】

青森県知的財産支援センター（県庁北棟1階）、弘前商工会議所、ユートリー（八戸市）、五所川原商工会議所、十和田商工会議所、むつ商工会議所

開催日程は（一社）青森県発明協会ホームページ（<https://www.aomori-ipc.jp/>）又はINPIT青森県知財総合支援窓口のホームページ（<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>）を確認してください。

③ サテライト窓口

むつ会場では、テレビ電話を利用して相談が行えます。【対応時間】9:00～17:00

詳しくは、（一社）青森県発明協会ホームページ（<https://www.aomori-ipc.jp/>）又はINPIT青森県知財総合支援窓口のホームページ（<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>）を確認してください。

【担当窓口】 一般社団法人青森県発明協会（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352

7 知財活用地域資源バリューアップ推進事業

地域資源のブランド化に意欲的な団体に対して弁理士等を派遣し、地域資源の新たな価値創造に向けて、知的財産権の取得や効果的な活用を支援します。

(1) 対象者 商工会議所、商工会、農協、漁協、事業協同組合、NPO等

※専門家の派遣に係る経費（謝金、旅費）は、県が負担

(2) 募集期間 4月中旬から随時（3団体程度）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

8 知財活用弁理士等派遣事業

県内中小企業等における知財研修や課題解決、教育機関等における知財教育など、知財に関する多様なニーズに対して適切かつ迅速に対応するため、知的財産権制度の専門家である弁理士等を現地に派遣し、知的財産の普及啓発や活動促進を図ります。

- (1) 対象者 中小企業、教育機関等
- (2) 事業内容 弁理士等の派遣に係る経費（謝金、旅費）は、県が負担
弁理士等の知的財産専門家による講義・研修は原則3時間（複数回の派遣可）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ(青森県知的財産支援センター内)
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

9 知財活用のニッチトップモデル構築事業

中小企業の経営力強化の重要な手段である「知的財産」の普及・啓発を促進し、県内企業等の競争力強化を図るため、知財を活用したニッチトップとなる可能性がある企業を発掘し支援します。また、それらの企業の取組を含めた知財の活用事例集を作成・配布して、成果報告会を開催します。

- (1) 知財活用のニッチトップモデル構築・実践（業務委託）
 - ・対象 特許等の知的財産権を活用し、特定分野でのトップシェアを目指す県内中小企業
 - ・事業内容 ニッチトップ技術・製品の開発、販路開拓
- (2) 知財活用事例集の作成・配布
 - ・県内企業の知財活用事例集を作成し、配布します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ(青森県知的財産支援センター内)
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

10 農商工連携食産業づくり相談窓口

食産業の充実強化を図るため、「農商工連携食産業づくり相談窓口」を設置しています。

「食」産業データベースを活用したマッチング相談や各種支援制度の紹介、専門家による現地指導など、食産業に関する個別案件を幅広く支援しています。

- (1) 相談窓口

| 機関名 | 住所 | 電話 | FAX |
|-----------------------------|---------------------------|--------------|--------------|
| 総合販売戦略課 食品産業振興グループ | 青森市長島1丁目1-1 | 017-734-9456 | 017-734-8158 |
| 東青地域県民局 地域農林水産部(農業普及振興室) | 青森市長島2丁目10-3 フコク生命ビル6F | 017-734-9961 | 017-734-8305 |
| 中南地域県民局 地域農林水産部(農業普及振興室) | 弘前市大字蔵主町4 | 0172-33-2902 | 0172-34-4390 |
| 三八地域県民局 地域農林水産部(農業普及振興室) | 八戸市大字尻内町 字鴨田7 | 0178-23-3794 | 0178-27-3323 |
| 西北地域県民局 地域農林水産部(農業普及振興室) | 五所川原市字栄町10 | 0173-35-5719 | 0173-33-1345 |
| 上北地域県民局 地域農林水産部(農業普及振興室) | 十和田市西十二番町 20-12 | 0176-23-4281 | 0176-25-7242 |
| 下北地域県民局 地域農林水産部(農業普及振興室) | むつ市中央1丁目1-8 | 0175-22-2685 | 0175-22-3212 |

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

11 ABC（あおもり食品ビジネスチャレンジ）相談会

「食」産業の充実・強化を着実に推進するため、県内の農林水産物等を活用し、付加価値の高い商品づくりやこれに伴う事業拡大等に取り組む事業者を対象に、支援制度などの情報提供や具体的なアドバイスを行います。

- (1) 対象者 県内の農林水産物を活用した商品開発や事業拡大等に取り組む地域の農林漁業者、食品製造業者、流通・販売業者等
- (2) 相談料 無料（要予約）
- (3) 共催
- ・ 県（農林水産部総合販売戦略課）
 - ・ （公財）21あおもり産業総合支援センター（青森県よろず支援拠点）
 - ・ （地独）青森県産業技術センター
- (4) 開催日

| | 東青 | 中南 | 三八 | 西北 | 上北 | 下北 | 食ラボ ひらかわ | 弘前工業 研究所 | 食品総合 研究所 | 加工 業務用 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 2019年4月 | 19日(金) | 23日(火) | 22日(月) | 17日(水) | 16日(火) | 15日(月) | 9日(火) | 10日(水) | 11日(木) | 18日(木) |
| 2019年5月 | 22日(水) | 21日(火) | 20日(月) | 15日(水) | 14日(火) | 13日(月) | 8日(水) | 9日(木) | 10日(金) | 16日(木) |
| 2019年6月 | 19日(水) | 18日(火) | 17日(月) | 12日(水) | 11日(火) | 10日(月) | 4日(火) | 5日(水) | 6日(木) | 13日(木) |
| 2019年7月 | 24日(水) | 23日(火) | 22日(月) | 19日(金) | 17日(水) | 16日(火) | 2日(火) | 3日(水) | 4日(木) | 18日(木) |
| 2019年8月 | 28日(水) | 27日(火) | 26日(月) | 21日(水) | 20日(火) | 19日(月) | 6日(火) | 16日(金) | 7日(水) | 22日(木) |
| 2019年9月 | 19日(木) | 18日(水) | 17日(火) | 11日(水) | 10日(火) | 9日(月) | 3日(火) | 4日(水) | 5日(木) | 12日(木) |
| 2019年10月 | 25日(金) | 24日(木) | 23日(水) | 18日(金) | 16日(水) | 15日(火) | 8日(火) | 9日(水) | 10日(木) | 17日(木) |
| 2019年11月 | 20日(水) | 19日(火) | 18日(月) | 13日(水) | 12日(火) | 11日(月) | 6日(水) | 7日(木) | 8日(金) | 14日(木) |
| 2019年12月 | 18日(水) | 17日(火) | 16日(月) | 11日(水) | 10日(火) | 9日(月) | 3日(火) | 4日(水) | 5日(木) | 19日(木) |
| 2020年1月 | 22日(水) | 21日(火) | 20日(月) | 17日(金) | 15日(水) | 14日(火) | 7日(火) | 8日(水) | 9日(木) | 16日(木) |
| 2020年2月 | 19日(水) | 18日(火) | 17日(月) | 12日(水) | 26日(水) | 25日(火) | 4日(火) | 5日(水) | 6日(木) | 13日(木) |
| 2020年3月 | 18日(水) | 17日(火) | 16日(月) | 11日(水) | 10日(火) | 9日(月) | 3日(火) | 4日(水) | 5日(木) | 19日(木) |

(5) 開催場所・時間

- ・ 東青会場/加工・業務用会場：青森県庁北棟（5階C会議室）
青森市新町2丁目4-30 TEL 017-722-1111（代表）
- ・ 中南会場：弘前合同庁舎（本館3階農林水産部大会議室）
弘前市大字蔵主町4 TEL 0172-32-1131（代表）
- ・ 弘前研会場：弘前工業研究所（2階会議室）
弘前市扇町1-1-8 TEL 0172-55-6740
- ・ 食ラボ会場：平川市食産業振興センター「食ラボひらかわ」
平川市光城3-23-1 TEL 0172-44-8815
- ・ 三八会場：八戸合同庁舎（1階第2会議室）
八戸市大字尻内町字鴨田7 TEL 0178-27-5111（代表）
- ・ 食総研会場：食品総合研究所（2階会議室）
八戸市築港街2-10 TEL 0178-33-1347
- ・ 西北会場：五所川原合同庁舎（2階農林水産部相談室）
五所川原市字栄町10 TEL 0173-34-2111（代表）
- ・ 上北会場：十和田合同庁舎（2階A会議室）
十和田市西十二番町20-12 TEL 0176-22-8111（代表）
- ・ 下北会場：むつ合同庁舎（旧館2階小会議室）
むつ市中央1丁目1-8 TEL 0175-22-8581（代表）

※日時及び会場は都合により変更する場合があります。

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

12 2019「青森の正直」商談会 ～青函交流商談会～

県産農林水産物及び加工品の販路拡大を目的として、県内農林水産団体や食品加工業者が一堂に会し、県内外の多くの食品関係バイヤーに対して、広く青森県産品の魅力を発信する商談会を開催するとともに、本県と北海道の青函交流を図ります。

- (1) 開催日時 2019年7月4日(木) 10時～15時
- (2) 開催場所 青森産業会館
- (3) 主催 「青森の正直」商談会実行委員会 <青森県、(公社)青森県物産振興協会、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、(一社)青森市物産協会、(公社)弘前市物産協会、(一社)VISITはちのへ、(公社)下北物産協会、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、津軽海峡ブランド商品開発実行委員会、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫、日本政策金融公庫青森支店>
- (4) 内容 県内及び道南地域の農林水産団体、食品加工業者等による商品の展示・参加バイヤーとの商談
- (5) 出展企業 県内及び道南地域の農林水産団体、食品加工業者等
- (6) 参加企業 県内外小売業(量販店、コンビニ、百貨店、スーパー、生協)、旅館ホテル、レストラン、給食等外食関係者、卸・仲卸業者ほか
- (7) 出展申込 県総合販売戦略課HP「青森のうまいものたち」へ掲載予定の出展申込書に必要事項を記載の上、下記担当窓口あて郵送、FAX、メールで5月中旬までに申込。上記主催企業・団体でも申込可能。

【担当窓口】 「青森の正直」商談会実行委員会事務局
(県農林水産部 総合販売戦略課 宣伝・販売グループ)
TEL 017-734-9607 FAX 017-734-8158

13 新分野進出相談窓口

建設企業に特化した相談窓口を設置し、建設業の経営改善や新分野進出に係る情報提供、各種相談等に常設相談窓口の県職員その他、(公財)21青森産業総合支援センターをはじめとする関係機関や(株)建設経営サービスの専門家が対応し、建設業に関する個別の相談についてアドバイスを行っています。

- (1) 対象者 青森県内に営業所を有する建設業許可業者
- (2) 相談対象 建設業に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 県県土整備部 監理課 建設業振興グループ
TEL 017-734-9706

14 観光コンテンツパワーアップ推進事業（アドバイザー派遣）

観光コンテンツの質的・量的な充実を図るため、観光コンテンツのパワーアップや旅行商品のメニュー創出に取り組む団体やグループ等（以下「団体等」という。）に対しアドバイザーを派遣し、必要な指導・助言を行います。

- (1) 対象事業 団体等が単独又は連携して行う次のいずれかに該当する取組（単発のイベントや物産等商品開発のみの取組は除く。）
- ① 観光コンテンツの協働（コラボレーション）や磨き上げなど、観光コンテンツのパワーアップへの取組
 - ② 誘客に有効なメニューの創出など、観光コンテンツの開発への取組
- (2) 対象者 任意の地域活動団体、観光関係団体、商工関係団体、NPO法人及びこれらに類する組織団体とし、個人や単独の企業、市町村を除く。
- (3) アドバイザーの派遣
- ・アドバイザーの派遣を希望する団体等から提出されたアドバイザー派遣申込書について、県は内容を審議のうえ派遣の採否を決定し、団体等へ通知します。
 - ・県は、採択された団体等に対し申込内容に応じたアドバイザーを派遣します。また、団体等がアドバイスを受けたい専門家を自ら指名してきた場合は、その専門家がアドバイザーとしてふさわしいと認められるときに、その専門家をアドバイザーとして派遣します。
- (4) 負担対象経費 アドバイザーの派遣に要する経費は、原則として県が負担します。
- (5) 募集期間 検討中

【担当窓口】 県観光国際戦略局 観光企画課 まるごとあおもり情報発信グループ
TEL 017-734-9389 FAX 017-734-8121

15 海外ビジネス展開に関する相談等をしたとき

県内企業等が、海外ビジネス展開に取り組むに当たって直面する様々な問題について、アドバイスや情報提供等を行っています。

- (1) 支援メニュー 海外ビジネス展開に係る専門的アドバイス、海外企業とのビジネスマッチング支援、海外の最新ビジネス情報提供、各種補助金の紹介、他機関支援策の紹介等
- (2) 対象者 海外ビジネス展開に取り組む県内企業、個人事業者等
- (3) 支援方法 県が電話や面談等によりサポートするほか、新輸出大国コンソーシアムの利用等により、JETRO青森貿易情報センターをはじめとした他の海外ビジネス支援機関・団体等から円滑に支援が受けられるよう仲介を行います。
- ＜新輸出大国コンソーシアム＞
- 公的機関や地域金融機関、商工会議所など国内各地の支援機関が、ジェトロや海外展開に知見のある専門家等と協力し、TPP合意を契機に海外展開を目指す中小企業等を支援する枠組み。
- (4) 経費負担 原則無料

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

16 経営等に関するワンストップ総合相談窓口（青森県よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有するチーフコーディネーター、サブチーフコーディネーター及びコーディネーターを配置し、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応します。

- (1) 対象者 中小企業・小規模事業者及びNPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する者
- (2) 支援内容 起業から安定までの各段階のニーズに応じて、ご対応いたします。
- ① 経営相談に対する「総合的・先進的なアドバイス」
 - ② 事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」
 - ③ 案件に応じた「的確な支援機関、研究機関等の紹介」
- (3) 相談方法 次の窓口や相談会を実施していますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。
- ① 相談窓口
 - ・青森本部
日時：平日の8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は休業となります）
場所：青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階
公益財団法人21あおり産業総合支援センター内
 - ・八戸サテライト ※予約制
日時：原則毎週火・水曜日の10:00～16:00
場所：(株)八戸インテリジェントプラザ（八戸市北インター工業団地1-4-43）
 - ・弘前サテライト ※予約制
日時：原則毎週火曜日の10:00～16:00
場所：ひろさきビジネス支援センター（弘前市大字土手町31）
 - ・青森駅前サテライト ※予約制
日時：原則毎週水曜日の10:00～16:00
場所：青森商工会議所会館（青森市新町1-2-18）
 - ② よろず出張相談会 ※予約制
県内数箇所にて10:00～16:00の時間帯で相談会を開催しています。

【担当窓口】 青森県よろず支援拠点 事務局（公益財団法人21あおり産業総合支援センター内）
TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514

17 新たな販路開拓に関する相談をしたいとき

県内企業が首都圏等での新たな販路を開拓するため、販路アドバイザーが企業訪問し、販路に関する経営課題の解決に向けた相談に応じ、助言などを行います。

- (1) 対象者 県内中小企業者等

【担当窓口】 公益財団法人21あおり産業総合支援センター 取引推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

18 専門家派遣事業

- (1) 対象事業 中小企業等が抱える経営・技術・情報化等に関する様々な問題解決に適した中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、診断・助言を行います。
- (2) 対象者 創業、経営革新等に取り組む中小企業等
※専門家に係る経費（謝金、旅費）の1/3の自己負担が必要です。（経費の2/3はセンターが負担します。）
※派遣回数は原則5回程度となります。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

19 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたとき

下請取引の円滑化を図るため、主に次の支援を行っています。

- ① 下請取引の斡旋
登録企業の受注ニーズや発注ニーズを募り、条件に合致する取引案件や企業情報等を提供します。
- ② 下請取引に関する紛争等の相談等（下請かけこみ寺）
取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

20 事業承継に関する相談をしたとき

「親族や従業員に引き継ぎたい」「後継者がいない」「どんな準備や対策が必要なのか知りたい」といった中小企業者等に対して、相談員が無料・秘密厳守で事業承継に関する情報提供や支援機関・専門家と連携した支援を行います。

【担当窓口】 青森県事業引継ぎ支援センター（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-723-1040 FAX 017-721-2514
E-mail hikitsugi@21aomori.or.jp

21 青森県中小企業再生支援協議会事業

事業の継続に不安を抱えている県内の中小事業者の支援を行っています。

青森県中小企業再生支援協議会は公正中立な公的機関であり、厳しい経済情勢の中で、経営環境が悪化しつつある青森県内の中小事業者の再生への取り組みを強化するため、中小事業者の再生施策を総合的に活用しながら、きめ細かく支援することを目的としています。

- (1) 対象者
- ① 事業は円滑に行われているが借入金負担等で、全体の資金収支が厳しくなっている方
 - ② 事業存続の見通しはあるものの、事業見直しや複数の金融機関との調整が必要な方
 - ③ 金融機関から事業再生計画を策定するよう求められている方
 - ④ 過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある方
- (2) 支援内容
- ① 経営診断及び適切な中小企業支援機関との連携
 - ② 再生計画の策定支援、金融機関等の調整及び合意形成を図るための支援
- (3) ご相談にあたって
- ① ご相談にあたっては事前にご連絡ください。
 - ② ご相談に来られた企業名や内容については秘密を厳守いたします。
 - ③ 窓口相談は無料です。ただし、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・診断士等）による詳細な調査が必要となった場合は、費用を企業に負担していただくことがあります。

【担当窓口】 青森県中小企業再生支援協議会 TEL 017-723-1021
(公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター内)

22 青森県経営改善支援センター事業

青森県経営改善支援センターでは、中小企業等経営強化法第26条第1項の規定による経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）に対し、経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援に係る中小企業・小規模事業者が負担する費用の一部について、認定支援機関へ費用支払いを行う業務を行っています。

（1）目的

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況にあるほか、場合によっては日々の資金繰り等に追われ自らの経営状況の把握が難しく、早期に着手すべき課題等の解決が見送られ、経営改善が進まない状況にある。こうした中小企業・小規模事業者を対象として、認定支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進する。

（2）対象事業者

① 経営改善計画策定支援

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者。

② 早期経営改善計画策定支援

資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組みを必要とする者であって、認定支援機関たる専門家（以下「外部専門家」という。）の支援を受けることにより、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの早期の経営改善計画を策定し、金融機関（メイン行又は準メイン行）へ提出することで、今後の自己の経営について見直す意思を有する者。

（3）支払費用

① 経営改善計画策定支援

支払の対象となる費用は、認定支援機関による経営改善計画策定支援に係る費用（計画の策定費用、事業DD費用、財務DD費用、モニタリング費用等）のうち3分の2を上限とする（最大200万円）。ただし、利用申請時に提出する費用総額（予定）を超えた費用については対象とはしない。

② 早期経営改善計画策定支援

支払の対象となる費用は、外部専門家による早期経営改善計画策定支援に係る費用（計画の策定費用、計画策定後1年を経過した最初の決算時におけるモニタリングに係る費用等）のうち3分の2を上限とする（最大20万円）。ただし、利用申請時に提出する費用総額（予定）を超えた費用については対象とはしない。

【担当窓口】 青森県経営改善支援センター TEL 017-723-1024
（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内）